

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第2回総会

令和2年2月14日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年2月14日 午前11時20分

2. 場 所 桑折町役場 第一会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

農地利用最適化推進委員

万正寺・平沢 佐 藤 晴 司

伊達崎・下郡 石 幡 弘 実 伊達崎・下郡 石 幡 茂

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 朽 木 紀 夫

係 長 石 幡 勝 弘

主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

事録署名委員を指名いたします。

9番 浅尾 日出夫 委員

1番 安永 吉克 委員

会 長

それでは、総会日程第2の報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第2号 農地法第4条届出 整理番号1を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第3号、農地法第3条 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号2については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である佐藤晴司推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤晴司委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は現在、作物の作付はされておりませんが、取得後については、野菜を栽培する計画になっております。

今回、所有権移転により、譲受人の自宅の北側に隣接する農地と近隣の農地を取得することで、効率よく利用し、農業経営規模の拡大を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議事参与の制限の関係で、整理番号5を先に提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第4号、農業経営基盤強化促進法 整理番号5（所有権移転）朗読後、説明】

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である石幡 弘実推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡弘実委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けし、樹園地として耕作している農地であり、譲受人所有の農地や借り受けし耕作している農地が隣接しています。引き続き桃を栽培することで同一地区内に農地を集約することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号3、4については、6番 佐藤 親委員が譲受人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参与の制限により、整理番号3、4の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(6番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 整理番号3、4について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第4号、農業経営基盤強化促進法 整理番号3、4（所有権移転）朗読後、説明】**

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号3、4について、地区担当である石幡 茂推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡茂委員 整理番号3、4について、現地を確認してきました。

申請地は、いずれも譲受人が以前から借り入れし、樹園地として耕作している農地であり、譲受人所有の農地や借り受けし耕作している農地が隣接しています。引き続き桃を栽培することで同一地区内に農地を集

積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。
また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号3、4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号3、4は原案のとおり決定いたしました。

(6番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

以上を持ちまして、2月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和2年第2回総会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時37分)